

建設工事入札参加資格審査申請要領

市外工事業者用・令和6年4月1日～令和7年3月31日適用

秋田市および秋田市上下水道局が発注する建設工事の入札に参加しようとする方は、下記の手順を一読し、必要書類を提出してください。

記

1 受付対象業者

- (1) 新規業者
- (2) 更新業者 令和6年4月1日時点で登録がある者のうち次の者
 - ア 新しい経営事項審査の取得により、登録を更新する者
 - イ 技術者数等の要件を満たしたことにより工種を追加する者

2 受付期間

令和6年度内随時

受付時間 午前8:30～12:00 午後1:00～5:00

(ただし、土曜日、日曜日、祝日および市の休日を除く。)

〔 毎月1日～10日の申請分→申請月に審査をし、翌月1日から名簿登載
※10日が休日等に当たるときは、直前の開庁日までの申請分
毎月11日～末日の申請分→申請月の翌月に審査をし、翌々月1日から名簿登載 〕

3 提出先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階

秋田市役所総務部 契約課 工事契約担当

電話 018-888-5438

4 提出部数

1部

5 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送分は、契約課に到着した日をもって申請がなされたものとします。

なお、申請書類に不足等がある場合は、追加書類の到着日を申請日とします。

また、郵便料金に不足等がある場合は書類の受取りはできませんのでご注意ください。

6 審査基準日

事業年度の終了日（決算日）

7 有効期間

名簿に登載された日から経営事項審査の有効期限（審査基準日から1年7か月）まで

8 申請できない者

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を取得していない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ていない者
- (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査で、申請する工種の総合評定値の通知を受けていない者
- (4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

9 審査項目

入札参加資格審査は、次に掲げる事項について行います。

- (1) 客観的事項（経営事項審査の審査項目）
 - ア 経営規模
 - イ 経営状況
 - ウ 技術力
 - エ その他の審査項目（社会性等）
- (2) 主観的事項
 - ア 経営事項審査の審査対象事業年度における完成工事高又は平均完成工事高
 - イ 納税状況
 - ウ その他

10 審査基準

審査基準

客観的事項	経営規模	経営事項審査の審査項目	
	経営状況		
	技術力		
	その他の審査項目		
主観的事項	経営事項審査の審査対象事業年度完成工事高又は平均完成工事高	いずれも 500万円 未満の場合は登録しない	
	解体工事	上記のほか、審査対象事業年度の施工実績が500万円未満の場合は登録しない	
	管渠更生工事	一般土木工事に登録のない者は登録しない	
		必要機材（高圧洗浄車・管渠調査用TVカメラ搭載車）を保有しない者は登録しない	
納税状況	滞納がある者の入札参加資格を認めない		
		審査対象事業年度施工実績又は平均（2年又は3年）施工実績がいずれも500万円未満の場合は登録しない	

11 秋田市資格審査の対象工種

次に掲げる20工種について審査し、入札参加資格があると認められたものについて登録を行います。

	申請工種	建設業の許可
1	一般土木工事	土木工事業 とび・土工工事業（吹付工事を除く） しゅんせつ工事業
2	建築一式工事	建築工事業
3	吹付工事	とび・土工工事業（吹付工事）
4	電気工事	電気工事業
5	管工事	管工事業
6	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
7	舗装工事	舗装工事業
8	一般塗装工事	塗装工事業（路面表示工事以外）
9	路面表示工事	塗装工事業（路面表示工事）
10	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
11	電気通信工事	電気通信工事業
12	造園工事	造園工事業
13	さく井工事	さく井工事業
14	水道施設工事	水道施設工事業
15	防水工事	防水工事業
16	内装仕上工事	内装仕上工事業
17	建具工事	建具工事業
18	清掃施設工事	清掃施設工事業
19	解体工事	解体工事業
20	管渠更生工事	土木工事業

12 提出書類

新規業者

更新業者…令和6年4月1日時点で登録がある者のうち次の者

- ・新しい経営事項審査の取得により、登録を更新する者 ⇒ **更新ア-1**
- ・新しい経営事項審査の取得により、登録を更新する者で、決算期の変更、会社の合併（分割）、経営事項審査の再審査等により、先の更新から6か月を超えないうちに更新の申請をする者 ⇒ **更新ア-2**

（表中▲で表示された書類は、先の申請内容に変更がある場合に提出してください。）

- ・技術者数等の要件を満たしたことにより工種を追加する者 ⇒ **更新イ**

提出書類の要・不要は、下表の取り扱いのとおりとします。

提出書類	区分	新規業者	更新ア（経審）		更新イ（工種）
			ア-1	ア-2	
ファイル（色）		緑色	—	—	—
(1) 業者登録カード		○	○	○	○
(2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書一式（様式①-1、②）		○	○	○	—
(3) 営業所一覧表（様式④）		○	○	▲	—
(4) 工事経歴書（2年分）		○	○ （1年分）*	▲ （1年分）	○
(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）		○	○	○	—
(6) 謄本等		○	○	▲	—
(7) 納税証明書		○	○	▲	—
(8) 委任状（委任事項がある場合）		○	○	▲	—
(9) 誓約書		○	○	○	○
(10) 解体工事関係書類 該当者のみ		○	○	▲	○
(11) 管渠更生工事関係書類 申請者のみ		○	○	▲	○
(12) 返信用封筒 郵送による申請者のみ		○	○	○	○

* 登録期間内に次期の更新をせず一度削除された場合、申請は更新業者と同じ扱いになりますが、工事経歴書又は完成工事の内訳明細書は2年分提出してください。

- (1) 業者登録カード（様式1）

— 国土交通省の申請書を使用 —

- (2) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式①-1、②）
 (3) 営業所一覧表（様式④）

上記様式に含まれている、許可業種を明示するもの

- (4) 工事経歴書

新規および更新イの業者は2年分、更新アの業者は1年分を提出してください。

- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）

審査基準日から1年7か月を経過していないものに限りです。

- (6) 謄本等（写し可）

ア 法人 登記事項証明書（申請日前3か月以内のもの）

イ 個人 身分証明書（申請日前3か月以内のもの）

- (7) 納税証明書（写し可）

ア 消費税

税務署で「その3・未納税額のない証明用」を発行してもらってください（その3の3でも可）。

イ 秋田市に納めた法人市民税（直近の事業年度のもの）

個人営業の方は、個人市県民税（申請日において納期限が到来した直近4期分）

ウ 秋田市に納めた固定資産税（申請日において納期限が到来した直近4期分）

秋田市で事業（建設業に限らない。）を行っていて、固定資産税の課税額が0円

の場合は「課税証明書」、固定資産を有していない場合は「資産なし証明書」の最新年度分を提出してください。

【直近4期分の考え方】



※納税証明書は、納付状況が反映されるまでに日数を要するためご注意ください。

(8) 委任状（委任事項がある場合）

(9) 誓約書（様式2）

(10) 解体工事業関係書類

経営事項審査の平均完成工事高又は審査対象事業年度の完成工事高が500万円未満の場合

ア 審査対象事業年度の施工実績が500万円以上あることが分かる解体工事の実績の契約書等の写し

イ (4)のうち、解体工事に該当する実績だけを別葉にしたもの

(11) 管渠更生工事関係書類（申請者のみ）

ア 必要機材（高圧洗浄車・管渠調査用TVカメラ搭載車）の所有を証明する書類

イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（＝第2種酸素欠乏危険作業主任者）の資格等についての証明書類

ウ (4)のうち、管渠更生工事に該当する実績だけを別葉にしたもの

エ ウで記載した実績の契約書等（500万円以上の施工実績）の写し

(12) 返信用封筒および切手（郵送で申請を行う場合）

業者登録カード（様式1）に収受印を押印したものの写しを名簿登載日に返送しますので、郵便物料金分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

	新規業者	更新業者
返信用封筒	○	○
切手（郵便物料金）	○	○

13 業者登録カード記載要領（10ページの記入例を参照）

(1) 許可番号

許可区分に応じ、

国土交通大臣
秋田県知事

、

般
特

のいずれかを二重線で消してください。

(2) 業者番号

新規業者 ⇒ 記入しないでください。

更新業者 ⇒ 令和6年2月中に送付された「新電子入札システムへの更新に伴うログイン情報について（お知らせ）」に記載されている業者番号を記入

してください。

(3) 業者名、代表者名、肩書名、住所

「代表者名」の欄は、姓と名の間を1文字分のスペースを空けて、左詰めで記入してください。また、フリガナも併せて記入してください。

なお、委任状があるときは、受任者について記入してください。

(4) 郵便番号、電話番号、FAX番号、e-mailアドレス

正確に記入してください。

(5) 申請工種

ア 入札参加資格の審査を申し出る工種について、申請欄に○をしてください。

なお、許可を取得していない工種および経営事項審査を受けていない工種については申請できません。

イ 審査を申し出る工種について、経営事項審査の総合評定値（P）を記入してください。

一般土木工事については「土木工事」と「とび・土工工事」で該当するものを記入してください。

ウ 審査を申し出る工種について、経営事項審査の平均完成工事高を記入してください。ただし、平均完成工事高が500万円未満であっても、審査対象事業年度の完成工事高が500万円以上となる場合は、審査対象事業年度分工事経歴（工種ごと）の合計請負代金を記入してください。

エ 技術職員数

委任状があるときは、受任者の営業所等に所属している技術者数を記入してください。

9ページの「技術者保有状況（別表1）」に従って申請する工種ごとに、有資格者数を記入してください。

(6) 取引金融機関（振込口座）

秋田市および秋田市上下水道局からの支払等に使用する金融機関を記入してください。

(7) 審査基準日

経営事項審査の審査基準日を記入してください。

(8) 有効期間満了日

経営事項審査の審査基準日より1年7か月後の前日を記入してください。

(9) 担当者

申請書を作成した者の氏名および連絡先を必ず記入してください。

14 提出書類のファイリング方法

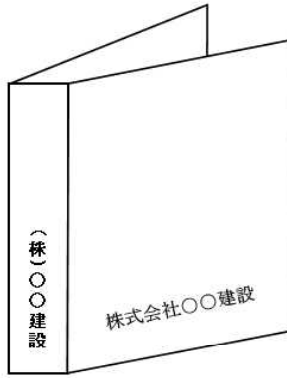
新規業者は、12の(1)～(11)までを番号順にA4縦のファイルに綴じて提出してください。

更新業者は、ファイルは不要ですので、書類一式をクリップ留めにして提出してください。

(1) ファイルの色は緑色を使用してください。

(2) ファイルの表紙および背表紙に、必ず商号・名称を記入してください。

【記入例】



※ ファイルについては『グリーン購入法適合』の仕様を推奨します。

15 秋田市電子入札システムの業者番号等のログイン情報について

新規業者は、名簿登載日に、電子入札システムに参加するための業者番号等を申請書に記載のあったメールアドレスへ通知します。メールアドレスを記載の際は、お間違えのないようご注意ください。

16 申請書記載事項の変更届

申請後、次に掲げる事項について変更があったときは、速やかに変更届を提出してください。

- (1) 商号又は名称、住所および郵便番号
- (2) 電話番号、FAX番号およびe-mailアドレス
- (3) 代表者（受任者）の氏名
- (4) 取引金融機関
- (5) その他申請内容に係る変更事項

なお、変更届の様式および添付書類については、秋田市ホームページをご覧ください。

○変更届（ページ番号 1002076）

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002187/1002076.html>

17 秋田市電子入札システムについて

令和6年4月から現行の電子入札システムから「電子入札コアシステム」を基盤とした新システムへと変更になります。新電子入札システムおよびICカードの購入については、秋田市ホームページをご覧ください。

○ 電子入札システムへの入り口（ページ番号 1010194）

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/e-bidding/1010194.html>

○ 電子入札システム入札参加者向け説明動画（ページ番号 1040835）

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/e-bidding/1040835.html>

技術者保有状況(市外工事業者)

(別表1)

工 種	技 術 職 員 の 資 格 等	
一般土木	1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建設機械施工管理技士(第1種から第6種まで)	左欄に記載された資格を持つ技術職員の数、業者登録カードに記入してください。 (委任状があるときは受任者の営業所等が保有している技術職員の数を入力してください。)
建築一式	1級・2級建築士 1級・2級建築施工管理技士(建築)	
電 気	1級・2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 電気工事士	
管	1級・2級管工事施工管理技士	
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級・2級建築施工管理技士(躯体)	
路面表示	路面標示施工技能士	
一般塗装	1級・2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装) 1級・2級建築施工管理技士(仕上げ) 1級・2級塗装技能士(建築塗装又は鋼橋塗装)	
造 園	1級・2級造園施工管理技士	
舗 装	1級・2級土木施工管理技士(土木) 1級・2級建設機械施工管理技士(第1種から第6種まで) 舗装施工管理技術者	
水道施設	経審技術職員区分 1級・2級・その他 配水管技能者	
防 水	経審技術職員区分 1級・2級・その他 防水施工技能士	
解 体	解体工事施工技士 1級・2級土木施工管理技士(土木)(注1) 1級・2級建築施工管理技士(建築・躯体)(注1)	
管渠更生 (注2)	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(=第二種酸素欠乏危険作業主任者)	
吹 付	経審技術職員区分 1級・2級・その他	
内装仕上		
機械器具設置		
電気通信		
さく井		
建 具		
清掃施設		

※技術者保有条件の審査基準日は、本市に入札参加資格審査申請書を提出した日とする。

※各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する「技術士」も人数に含めてよい。

※「舗装施工管理技術者」「配水管技能者」「解体工事施工技士」「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」

「防水施工技能士」については、その資格保有者が工種ごとに必要とされる他の資格を取得している場合には、同一人の名で重複計上しても差し支えない。

※配水管技能者とは、(社)日本水道協会により取得した資格をいう。

(注1)平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

(注2)管渠更生工事の登録については、本市の一般土木工事に登録されることが前提条件となる。

(様式1)

業者登録カード(市外建設業者用)

許可番号 国土交通大臣 般 9 — 第 09999 号
 都道府県知事 特 特
 許可年月日 令和3年1月1日

更新業者は業者番号を記入してください。
 ※新規業者は記入しないでください。

業者番号※ 0 0 0 0 0 0 9 9 9 9

フリガナ	アキタケンケンセツ(カ)アキタシテン												
業者名 (受任先名)	秋	田	県	建	設	株	式	会	社	秋	田	支	店
フリガナ 代表者名 (受任者名)	アキタ タロウ					フリガナ シテンチョウ							
	秋	田	太	郎	(受任者肩書名) 支 店 長								
フリガナ 住所 (受任先住所)	アキタサンノウ1-1-1												
	秋	田	市	山	王	一	丁	目	1	番	1	号	
郵便番号	010 — 8560			電話番号	018 — 863 — 2222			FAX番号	018 — 863 — 7284				
e-mailアドレス	ro-fncn@city.akita.akita.jp												
	入札に関する連絡先を記入してください。												

【申請工種】申請する工種について、申請欄に○をすること。
 ただし、完成工事高が500万円未満の工種は申請できません。

工種	申請	総合評定 値(P)	完成工事高 (千円)	技術職員数(人)			市必須
				1級	2級	その他	
1 一般土木工事	○	600	12,000	2	2		
2 建築一式工事							
3 吹付工事							
4 電気工事							
5 管工事							
6 鋼構造物工事							
7 舗装工事							
8 一般塗装工事							
9 路面表示工事							
10 機械器具設置 工事							
11 電気通信工事							
12 造園工事	○	700	15,000	3	2		
13 さく井工事							
14 水道施設工事							
15 防水工事							
16 内装仕上工事							
17 建具工事							
18 清掃施設工事							
19 解体工事	○						1
20 管渠更生工事	◇						

令和4年度から、完成工事高が500万円以上の工種について申請できるようになりました。

委任状があるときは、受任先の営業所等が保有する人数を記入してください。

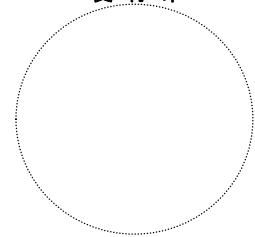
取引金融機関(振込口座)	
金融機関名	〇〇〇銀行
支店名	☆☆☆支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他()
口座番号	右詰で記入すること 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	アキタケンケンセツ(カ)アキタシテン
口座名義人	秋田県建設株式会社秋田支店

名簿登録日からこの日付までが登録期間なので、正確に記入してください。

審査基準日	令和6年3月31日
有効期間満了日	令和7年10月30日
※審査基準日より1年7ヵ月後の前日	

※郵送申請に対しては受理票は発行せず、下欄に受付印を押印した写しを返送する(受付印のないものは無効)。

受付印



担当者氏名	秋田 次郎
所属部署	営業課
連絡先Tel	018 — 863 — 2222
(申請代理人・作成行政書士) Tel	
印	

◇「1 一般土木工事」に登録していること。

申請の担当者の氏名等を必ず記入してください。

(様式2)

誓約書

(宛先) 秋田市長

当社は、秋田市建設工事入札参加資格審査申請にあたり、資格審査申請要領を遵守し、一切の虚偽の申請がないことを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 商号・名称 □□□□□□□□

代表者名 △△△△△ □□ □□

1 建設工事入札参加者資格審査について

平成17年度より、秋田市の登録有効期間は、審査を行った日が属する月の翌月1日から、審査時に提出した経営事項審査の審査基準日の有効期間満了日までとなっております。

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

（経営事項審査の受審）

第18条の2 法第27条の23第1項の建設業者は、同項の建設工事について発注者と請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。

これにより、全ての登録業者は、自社の経営事項審査の結果通知書が新しくなる時期に合わせて、概ね1年毎に更新が必要となっております。

なお、秋田市と契約を締結する者が許可を持たない工種の申請は認められません。

2 入札心得および秋田市電子入札システム運用基準について

秋田市ホームページに掲載しておりますので、入札に臨む前に必ず読んでください。

3 予定価格の事前公表について

秋田市では、入札に付する全ての案件の予定価格を事前公表しています。予定価格を上回る金額で入札した場合は失格となりますので、入札前に必ず確認してください。

4 設計図書の閲覧について

設計図書は、電子入札システムの入札案件におけるご案内を確認してください。

5 入札参加業者の入札後の公表について

秋田市では、入札に参加した業者を入札終了後に公表しています。

6 契約保証について

入札に付した案件については、契約保証が必要となります。落札が決定したときは、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する、次に掲げるもののうちのいずれか一つを契約保証としてください。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証
- (5) 履行保証保険契約の締結

7 最低制限価格制度および低入札価格調査制度について

設計金額が5千万円未満で競争入札に付した建設工事は、最低制限価格制度、設計金額が5千万円以上で競争入札に付した建設工事は、低入札価格調査制度の対象となります。

制度の詳細は、秋田市ホームページよりご覧ください。（ページ番号 1002123）

<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kouzi-nyusatsu-keiyaku/1002633/1002123.html>

そのほか、不明な点については、契約課工事契約担当へお問い合わせください。